

病状説明などの実施時間について ご協力をお願い

現在、医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省より、すべての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みが求められています。

そのため、本院の医療の質や安全を確保しつつ、医師をはじめとする職員の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みの一つとして、緊急でない患者さんやご家族への病状説明などを、以下の通りとさせていただきます。

病状や治療方針等の説明対応は、原則として平日の診療時間内（ 9:00－17:00）に行います。

※病状の急変や緊急時など医師が必要と判断した場合には、この限りではありません。

引き続き、すべての患者さんに対して、各種の診療業務を効果的かつ効率的に、また公平に行ってまいります。

患者さんならびにご家族の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月15日

高松医療センター 院長